

# 清流の国ぎふリバーサポーター事業実施要綱

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この事業は、岐阜県（以下「県」という。）が管理する一級河川における除草活動等のボランティア活動を支援することにより、良好な河川環境を維持し、河川愛護の意識を高め、地域として誇りが持てる清流の国ぎふづくりを推進することを目的とする。

(報償費の支給)

第2条 土木事務所長は、県が管理する一級河川において良好な河川環境を維持するために除草活動等を自発的に行う団体に対し、予算の範囲内で報償費を支給することができる。

(報償費の支給の対象となる団体の要件)

第3条 報償費の支給対象となる団体（以下「清流の国ぎふリバーサポーター団体」という。）の要件は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 県が管理する一級河川の河川区域において良好な河川環境を維持するために除草活動又は河川美化活動を自発的に行う団体であること。
- (2) 自治会、ボランティア団体その他の任意団体又はNPO法人、株式会社その他の法人（ただし、宗教法人及び地方公共団体、独立行政法人その他の公法人を除く）であること。
- (3) 団体の運営について定めた規約を有していること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (5) 団体の役員等が暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与していないこと。
- (6) 団体の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(報償費の支給の対象となる活動)

第4条 報償費の支給の対象となる活動は、県が管理する一級河川の河川区域において清流の国ぎふリバーサポーター団体が行う除草活動、河川美化活動及び河川巡視活動とする。

- 2 清流の国ぎふリバーサポーター団体は、同一の年度において、除草活動に対する報償費と河川美化活動に対する報償費を重複して受給することはできない。
- 3 清流の国ぎふリバーサポーター団体は、河川巡視活動のみを実施し報償費を受給することはできない。
- 4 清流の国ぎふリバーサポーター団体は、他の清流の国ぎふリバーサポーター団体との活動場所の重複を避けなければならない。

(委任等の禁止)

第5条 清流の国ぎふリバーサポーター団体は、除草活動、河川美化活動又は河川巡視活動の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

## 第2章 除草活動

(除草活動の実施場所に関する相談体制)

第6条 清流の国ぎふリバーサポーター団体は、除草活動の実施場所について、土木事務所長に相談することができる。

2 土木事務所長は、清流の国ぎふリバーサポーター団体から除草活動の実施場所について相談があった場合は、他の清流の国ぎふリバーサポーター団体の活動場所や、河川工事の計画等を勘案の上、除草活動の実施場所の紹介及び調整に努めるものとする。

(報償費の支給の対象となる除草活動の要件)

第7条 報償費の支給の対象となる除草活動の要件は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 当該年度の4月1日から12月31日までの間に行うこと。
- (2) 1回につき最低100平方メートル以上の区域の除草（区域面積の算定にあつては、除草を実施する区域のみ算入するものとし、通路、石河原等除草を実施しない区域は除くこと。）を前号に規定する期間内に1回以上行うこと。
- (3) 同じ場所を複数回除草する場合は、2カ月以上の間隔を空けること。
- (4) 1回につき最低3人以上の団体構成員が参加すること。
- (5) 除草活動の実施に当たり、ボランティア活動保険等の保険（参加者がケガをした場合の「傷害保険」及び参加者が第三者の身体・財物に損害を与えたことによる法律上の「賠償責任保険」を含む保険）に加入すること。

(除草活動実施計画書の提出)

第8条 除草活動に対する報償費の支給を受けようとする清流の国ぎふリバーサポーター団体は、当該年度の5月31日（ただし、除草活動を実施する最初の日（河川巡視活動を併せて実施する団体にあつては、当該年度における最初の活動日）が6月14日以前となる場合はその日の2週間前）までに、次の各号に掲げる書類を土木事務所長に提出しなければならない。

- (1) 除草活動実施計画書兼河川巡視活動実施計画書（様式第1号）
- (2) 位置図
- (3) 除草展開図（除草面積が確認できる図面）
- (4) 現地の状況を確認できる写真
- (5) ボランティア活動保険等の保険の保険証書の写し
- (6) 口座振込依頼書兼債権者登録（変更）票（代表者名義）
- (7) (6)の内容が確認できる預金通帳の写し
- (8) 任意団体（ただし、自治会及び自治会連合会を除く）にあつては、団体の運営について定めた規約の写し

(9) その他土木事務所長が必要と認める書類

- 2 土木事務所長は、前項の規定に基づき提出された書類を確認し、河川工事の計画等を勘案の上、報償費の支給の対象となる活動を限定し又は認めないことができる。その場合は、速やかに当該清流の国ぎふリバーサポーター団体に通知するものとする。
- 3 土木事務所長は、前項の規定に基づき提出された書類に基づき、他の清流の国ぎふリバーサポーター団体と除草活動及び河川巡視活動の場所が重複しないか確認するものとする。重複する場合は、当該場所での活動期間の長い団体を優先するものとし、活動期間に差がない場合は、団体構成員数がより多い団体を優先するものとする。

(除草活動に伴い生じた刈草等の処理)

- 第9条 清流の国ぎふリバーサポーター団体は、除草活動により生じた刈草等については、すべて廃棄物として処分しなければならず、市町村の定める分別方法等により適切な場所に集積しなければならない。
- 2 清流の国ぎふリバーサポーター団体は、刈草等の処理に当たり、特段の事情がある場合は、土木事務所長と協議するものとする。

(除草活動実施報告書の提出)

第10条 除草活動に対する報償費の支給を受けようとする清流の国ぎふリバーサポーター団体は、当該年度の除草活動を実施した最後の日（ただし、河川巡視活動を併せて実施した団体にあつては、当該年度における最後の活動日）から3週間以内に、次の各号に掲げる書類を土木事務所長に提出しなければならない。

- (1) 除草活動実施報告書兼河川巡視活動実施報告書（様式第2号）
- (2) 除草展開図（除草を実施した面積が確認できる図面）
- (3) 活動日ごとに撮影した次の写真
  - ①参加者の写真（3人以上が参加していることが確認できるもの。）
  - ②活動開始前、活動中及び活動終了後の現地の様子が分かる写真
  - ③集積された刈草等の写真
- (4) その他土木事務所長が必要と認める書類

(除草活動に対する報償費の額)

- 第11条 土木事務所長は、前条の規定に基づき提出された書類を確認した上で、相当と認めるときは、当該清流の国ぎふリバーサポーター団体に対し、予算の範囲内で報償費を支給するものとする。
- 2 除草活動に対する報償費の額は、原則として、当該清流の国ぎふリバーサポーター団体が除草を実施した面積（ただし、同じ場所を複数回除草した場合にあつては、2回分の延べ面積を上限とする。）に10円を乗じて得られる金額（1円未満の端数は切り捨て）とする。

### 第3章 河川美化活動

(報償費の支給の対象となる河川美化活動の要件)

- 第12条 報償費の支給の対象となる河川美化活動の要件は次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 当該年度の4月1日から12月31日までの間に行うこと。

- (2) 1回につき最低100メートル以上の区間の清掃を前号に規定する期間内に1回以上行うこと。
- (3) 1回につき最低3人以上の団体構成員が参加すること。
- (4) 第1号に規定する期間内に、原則として延べ30人以上の団体構成員が参加すること。

(河川美化活動実施計画書の提出)

第13条 河川美化活動に対する報償費の支給を受けようとする清流の国ぎふリバーサポーター団体は、当該年度の5月31日（ただし、河川美化活動を実施する最初の日（河川巡視活動を併せて実施する団体にあつては、当該年度における最初の活動日）が6月14日以前となる場合は、その日の2週間前）までに、次の各号に掲げる書類を土木事務所長に提出しなければならない。

- (1) 河川美化活動実施計画書兼河川巡視活動実施計画書（様式第3号）
  - (2) 位置図
  - (3) 平面図（活動区間の距離が確認できる図面）
  - (4) 口座振込依頼書兼債権者登録（変更）票（代表者名義）
  - (5) (4)の内容が確認できる預金通帳の写し
  - (6) 任意団体（ただし、自治会及び自治会連合会を除く）にあつては、団体の運営について定めた規約の写し
  - (7) その他土木事務所長が必要と認める書類
- 2 土木事務所長は、前項の規定に基づき提出された書類を確認した上で、報償費の支給の対象となる活動を限定し又は認めないことができる。その場合は、速やかに当該清流の国ぎふリバーサポーター団体に通知するものとする。

3 土木事務所長は、前項の規定に基づき提出された書類に基づき、他の清流の国ぎふリバーサポーター団体と河川美化活動及び河川巡視活動の場所が重複しないか確認するものとする。重複する場合は、当該場所での活動期間の長い団体を優先するものとし、活動期間に差がない場合は、団体構成員数がより多い団体を優先するものとする。

(河川美化活動により集めたごみ等の処理)

第14条 清流の国ぎふリバーサポーター団体は、河川美化活動により集めたごみ等については、すべて廃棄物として処分しなければならず、市町村の定める分別方法等により適切な場所に集積しなければならない。

- 2 清流の国ぎふリバーサポーター団体は、ごみ等の処理に当たり、特段の事情がある場合は、土木事務所長と協議するものとする。

(河川美化活動実施報告書の提出)

第15条 河川美化活動に対する報償費の支給を受けようとする清流の国ぎふリバーサポーター団体は、当該年度の河川美化活動を実施した最後の日（ただし、河川巡視活動を併せて実施した団体にあつては、当該年度における最後の活動日）から3週間以内に、次の各号に掲げる書類を土木事務所長に提出しなければならない。

- (1) 河川美化活動実施報告書兼河川巡視活動実施報告書（様式第4号）
- (2) 平面図（活動区間の距離が確認できる図面）
- (3) 活動日ごとに撮影した次の写真
  - ①参加者の写真（延べ参加人数が確認できるもの。延べ参加人数が30人以上の場合は、延べ30人

以上であることが確認できればよい。)

②活動開始前、活動中及び活動終了後の現地の様子が分かる写真

③集積されたごみ等の写真

(4) その他土木事務所長が必要と認める書類

(河川美化活動に対する報償費の額)

第16条 土木事務所長は、前条の規定に基づき提出された書類を確認した上で、相当と認めるときは、当該清流の国ぎふリバーサポーター団体に対し、予算の範囲内で報償費を支給するものとする。

2 河川美化活動に対する報償費の金額は、原則として、1団体当たり1万5千円とする。ただし、河川美化活動に参加した人員が延べ30人未満であった場合は、1人につき5百円とする。

## 第4章 河川巡視活動

(報償費の支給の対象となる河川巡視活動の要件)

第17条 報償費の支給の対象となる河川巡視活動の要件は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 当該年度の4月1日から12月31日までの間に5回以上(原則として1月に1回とする。)行うこと。
- (2) 2人以上で一組となり、1回につき最低片道1000メートル以上の距離の巡視を行うこと。

(河川巡視活動実施計画書の提出)

第18条 河川巡視活動に対する報償費の支給を受けようとする清流の国ぎふリバーサポーター団体は、第8条又は第13条の規定による提出期限までに、次の各号に掲げる書類を土木事務所長に提出するものとする。

- (1) 除草活動実施計画書兼河川巡視活動実施計画書(様式第1号)あるいは河川美化活動実施計画書兼河川巡視活動実施計画書(様式第3号)
- (2) 位置図
- (3) 平面図(巡視コース及びその距離が確認できる図面)
- (4) その他土木事務所長が必要と認める書類

(河川巡視活動の実施)

第19条 河川巡視活動において確認する点は別記1のとおりとする。

2 河川巡視活動を行う清流の国ぎふリバーサポーター団体は、河川巡視中に異常を発見した場合は、速やかに河川巡視異常発見時報告書(様式第5号)を土木事務所長に提出するものとする。

(河川巡視活動実施報告書の提出)

第20条 河川巡視活動に対する報償費の支給を受けようとする清流の国ぎふリバーサポーター団体は、

当該年度の河川巡視活動終了後、第10条又は第15条の規定による提出期限までに、次の各号に掲げる書類を土木事務所長に提出するものとする。

- (1) 除草活動実施報告書兼河川巡視活動実施報告書（様式第2号）あるいは河川美化活動実施報告書兼河川巡視活動実施報告書（様式第4号）
- (2) 平面図（巡視コース及びその距離が確認できる図面）
- (3) 活動日ごとに撮影した参加者の写真（2人以上が参加していることが確認できるもの。）
- (4) その他土木事務所長が必要と認める書類

（河川巡視活動に対する報償費の額）

第21条 土木事務所長は、前条の規定に基づき提出された書類を確認した上で、相当と認めるときは、当該清流の国ぎふリバーサポーター団体に対し、予算の範囲内で報償費を支給するものとする。

2 河川巡視活動に対する報償費の金額は、原則として、1団体当たり1万円とする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。「ぎふ・リバー・サポーター事業実施要綱」「リバー・サポーター活動要領」「河川美化活動要領」は廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。